

都内にお住いの保護者の皆様

令和4年度私立高等学校等 授業料軽減助成金・奨学給付金 「特別申請受付のお知らせ」

この制度は、私立高等学校等に通学する生徒の保護者の皆様に、その経済的負担を軽減することを目的として、授業料や教育費の一部を軽減するものです。

今年度の受付は令和4年7月31日をもちまして終了いたしました。下記のとおり特別申請の受付をいたしますので、お知らせします。

記

1 対象者

私学財団ホームページまたは令和4年6月に各学校に配布しました「授業料軽減助成金・奨学給付金のお知らせ」に記載してあります住所等の要件を満たし、以下の(1)(2)のいずれかの条件に該当する方です。なお、令和4年6月～7月の通常申請期間中に申請し、上限額まで受給した方は申請できません。

- (1)通常申請期間（令和4年6月～7月）終了後に住民税の減額変更等により対象となった方
※やむを得ない事情により申請できなかった方を含みます。
- (2)授業料軽減助成金において、通常申請で申請したが、授業料の滞納などにより助成金の全部または一部を受給できなかった方。
※特別申請時までには授業料を納付していない場合は申請できません。

2 軽減・給付額

授業料軽減助成金（年額） 5万9,400円～35万200円※
※国の助成である就学支援金と授業料軽減助成金を合わせて469,000円の範囲内で、保護者が実際に負担する授業料を上限に軽減されます。世帯区分は、住民税課税額（年額）等に基づいて審査します。
 奨学給付金（年額） 5万2,600円～15万2,000円※
※世帯区分や世帯の構成員の状況によって給付額が異なります。

3 申請方法

申請書と必要書類を合わせて、特定記録郵便でご郵送ください。
 申請書は在学にお問合わせいただくか、財団ホームページからダウンロードできます。

4 申請期間及び申請先

郵送申請受付期間	郵送先
<p>令和5年1月4日(水)</p> <p>～11日(水)</p> <p>※消印有効 ※「特定記録郵便」でお出してください。</p>	<p>〒162-8799</p> <p>牛込郵便局</p> <p>(公財) 東京都私学財団 授業料軽減担当 行</p> <p>☆ 切り取って「宛名ラベル」として、封筒に貼ってご利用下さい。</p>

5 注意事項

- (1) 対象者や申請に必要な書類の詳細は、財団ホームページまたは令和4年6月に各学校に配布した「授業料軽減助成金・奨学給付金のお知らせ」で必ず確認してください。
- (2) 添付書類の住民票はマイナンバーの記載のないものをご提出ください。
- (3) 必要な書類は、申請日前より3か月以内に発行されたものをご提出ください（令和5年1月4日に申請の場合は、令和4年10月4日以降発行のもの）。
- (4) 上記申請期間外には受付できませんので、必ず申請期間内にご申請ください。

6 お問い合わせ先

(公財) 東京都私学財団 授業料軽減助成金・奨学給付金担当
 電話 03(5206)7925 〈直通・テレホンガイド〉
 HP <https://www.shigaku-tokyo.or.jp>